

大相撲名古屋場所 12日目観戦

(さよなら旧愛知県体育館) 日帰りツアー



(清洲城

大相撲

写真提供：中日新聞社

イメージ)

- ・ 出発日 : 令和6年7月25日 (木曜日) 日帰り
- ・ 旅行代金 : 大人・子供 (4才以上) 共通 19,500円
- ・ 募集人員 : 40名 (最少催行人員 25名)
- ・ 利用バス会社 : 高岡交通 (バスガイド無し) 又は当社契約のバス会社
- ・ 食事条件 : 昼食1回・夕食1回 (弁当)
- ・ 出発地より添乗員が同行します

名古屋場所の番付表を
参加者全員に差し上げます

※バスの座席・相撲観戦の席は、申込順となります

日時	コース
7月25日 (木)	高岡砺波スマートインター (駐車場) == (高速) == 南砺スマートインター (駐車場前) 9:00発 9:15頃発
	=== (高速) === 一宮木曾川インター == サガミ一宮今伊勢店 (和食の昼食) == 12:00過ぎ~13:00
	=== 清洲城 (見学) === 大相撲名古屋場所観戦 (イスS席) === 13:40~14:20 15:00頃~18:00過ぎ
	=== 明道町インター === (高速) === 南砺スマートインター (駐車場前) === ※夕食は、車内にてお弁当 22:00頃
	=== (高速) === 高岡砺波スマートインター (駐車場) 22:15頃

※運輸機関及び現地事情によりスケジュールや見学箇所の順番が変更になる場合があります。

※旅行条件等は、裏面をご覧ください。

【見どころのご案内】

※写真は、イメージです



『清洲城』

平成元年に再建。清洲城の歴史：築城者・創築年とも不明。一説に尾張守護斯波義重が応永年中(1394~1427)に築いたという。のち守護代織田氏の大和守家の居城となる。弘治元年(1555)那古野城主織田信長が大和守信友を討って入城、永禄10年(1567)岐阜城に移るまで本拠とした。天正10年(1582)本能寺の変後は織田信雄、豊臣秀次、福島正則、松平忠吉、徳川義直が城主となった。慶長15年(1610)名古屋築城によって廃城。現在、三層四階の天主閣や信長塀、日本庭園などが復元されている。



『ドルフィンズアリーナにて相撲観戦』

写真提供：中日新聞社

【バス乗車・下車可能場所のご案内】

高岡砺波インター駐車場

●スマートIC拡大図



南砺スマートインター出入口付近



ご案内 旅行条件につきましては下記による他、別途お渡しする募集型企画旅行条件書をお読み下さい

●募集型企画旅行契約

このご旅行は株式会社ニュージャパントラベル(以下「当社」といいます)が旅行企画・実施する旅行であります。このご旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結したことになります。ご旅行条件につきましては、本旅行条件書によるほか、別途お渡しするご旅行条件書、パンフレット、最終日程表及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約)によります。

●旅行のお申込及び契約成立時期

当社所定の旅行申込書に申込金を添えてお申し込みください。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾を通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。旅行契約は、当社が契約の承諾をし、申込金を受理したときに成立いたします。

●お申込金(おひとり)

旅行代金	お申込み金
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上 6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前(お申込みが間際の場合は当社が定める日まで)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをこの場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

【旅行企画 実施】 官公庁長官登録旅行業第818号 (一社) 日本旅行業協会会員
ニュージャパントラベル ファボーレ店
〒939-2716 富山市婦中町下轡田165-1 ファボーレ1階

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく(右記)の取扱管理者にお尋ね下さい。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した利用交通機関の運賃・料金、送迎バス等を含む場合の料金、宿泊料金、観光料金、食事料金及び消費税等諸税(一部注釈のあるコースにおける宿泊税を含みます)。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻いたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、下表の金額を取消料として申し受けます。

旅行契約時の解除期日(日帰り旅行)	取消料(おひとり様)
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以前の解除	無料
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以前の解除	取消人員14名以下の場合：無料
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる日以降の解除	取消人員が15名以上の場合：旅行代金の20%
●旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の解除	旅行代金の20%
●旅行開始日の前日	旅行代金の30%
●旅行開始日の当日	旅行代金の40%
●無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の50%
●無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

●旅行内容の変更

天災地変、戦乱、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止など当社の関与し得ない事由で、また運送機関の運賃・料金の大幅な改訂により、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。なお、お客様の申し出により旅行内容の変更がある場合は別途諸経費をいただきます。又、運送・宿泊機関の利用人員により旅行代金が異なる場合、お客様の都合で利用人員が変更になったときは旅行代金を変更することがあります。

●特別補償

当社は当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。また、携行品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携行品損害補償金を支払います。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。・死亡補償金 1500万円・通院見舞金 1~5万円・入院見舞金 2~20万円・携行品補償金 お客様一名様につき15万円(補償対象品1個あたり10万円を限度とします)

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年3月1日を基準としております。又、旅行代金は2024年4月1日現在有効な規則を基準として算出しています。

お問い合わせ・お申し込みは(受託販売)